

2020年5月号



大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail : info@senshu-sr.com

HP : <https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金 その他の給付金や保険料について

前回、前々回の事務所便りでご紹介した雇用調整助成金。特例が追加され、今後の動向にも注目する必要があります。今回は、2020/5/19 時点の雇用調整助成金、その他の給付金や保険料をご紹介します。情報量が多い為、リンク先のご紹介が多くなりますが、気になるものがありましたらご一報ください。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆雇用調整助成金のオンライン申請化 (5/20 12:00~)

これまで窓口持参か郵送手続でしたが、オンライン申請が可能となります。申請にはメールアドレスとショートメールが受け取れる携帯電話が必要になります。下記、ホームページよりアクセスしてください。

<<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>>

◆雇用調整助成金の休業等計画届の提出が不要

初回を含む休業等計画届の提出が不要となり、支給申請のみの手続となりました。ただし、休業等計画届の添付書類は、申請時に提出する必要があります。

◆雇用調整助成金計算の簡素化

本助成金は、労働保険確定保険料申告書の金額から計算されますが、下記でできるようになります。

①小規模事業主(従業員概ね 20 人以下)の助成額は、「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

②助成金計算に使用する一人当たり「平均賃金額」は、源泉所得税納付書の「支給額」÷「人員の数」

労働保険料からの計算だと、実際に支払った休業手当額よりも、助成金の額の方が高くなる場合があります。しかし、実際に支払った休業手当額からの計算だとそうはなりません。また、源泉納付書には労働者ではない役員も含まれており、含めて良いのだろうか、といくつか疑問が残る簡素化となりました。

その他簡素化について<<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631524.pdf>>

◆雇用調整助成金の助成率を引き上げ

中小企業が解雇等行わず雇用を維持している、その他要件を満たした場合の助成率は最大 100%。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html>

◆雇用調整助成金の上限額を引き上げ！？(正式には未発表)

5/14 政府は雇用調整助成金の上限額を 8,330 円から 15,000 円に引き上げる意向を示しました。

◆新たな給付金制度！？労働者が直接申請！！(正式には未発表)

雇用調整助成金は度重なる拡充が行われてきましたが、書類が多くて申請出来ない、そもそも休業手当の原資がないなどの理由から、労働者に休業手当を支給していない会社も多いと聞きます。政府は休業手当の支給を受けていない労働者が、直接申請できる新たな給付金制度の創設することを明らかにしました。

◆原則全国民に 10 万円！！ 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として家計への支援が行われます。

- ・給付対象者：2020/4/27 において、住民基本台帳に記録されている者
 - ・給付額：給付対象者 1 人につき、10 万円
 - ・給付受給者：世帯主
 - ・申請方法：
 - ①郵送 市区町村から世帯主へ申請書が届く → 申請書へ記入と添付書類を市区町村へ郵送
 - ②オンライン(マイナンバーカード所持者) マイナポータルから振込口座入力とその確認書類を電子申請
- ・申請時期：市区町村ごと進めているため、異なる
- ・申請期限：郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内
- <<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>>



◆労働保険料等の申告・納付期限の延長、納付の猶予（担保なし、延滞金なし）

- ①労働保険の申告・納付期限：例年 6/1～7/31 → 6/1～8/31
 - ②労働保険の納付猶予：猶予期間は 1 年間で、担保なし、延滞金なし
- ・納付猶予の要件：下記 ABC 全て満たすこと
- A 新型コロナウイルスの影響により、2020/2 以降の任意の期間(1 か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること
- B 一時に納付を行うことが困難であること
- C 申請書が提出されていること
- ・納付猶予の対象：2020/2/1～2021/1/31 までに納期限が到来する労働保険料
- ・申請方法：納付期限までに、所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等を提出
- <<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628729.pdf>>

◆厚生年金保険料等の納付猶予（担保なし、延滞金なし）

- 厚生年金保険料等の納付猶予：猶予期間は 1 年間で、担保なし、延滞金なし
- ・納付猶予の要件：下記 AB 全て満たすこと
- A 新型コロナウイルスの影響により、2020/2 以降の任意の期間(1 か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること
- B 一時に納付を行うことが困難であること
- ・納付猶予の対象：2020/2/1～2021/1/31 までに納期限が到来する厚生年金保険料等
- ・申請方法：指定期限(毎月の納期限からおよそ 25 日後)までに、所管の年金事務所に「納付の猶予（特例）申請書」等を提出
- ※健康保険組合加入の場合は、健康保険組合にお問い合わせください。
- <<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000626844.pdf>>

◆生活を支えるための支援のご案内

- 子育て世帯への臨時特別給付金、緊急小口資金・総合支援資金、持続化給付金など、生活を支えるための支援のご案内となります。
- <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>>